

船橋市「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、園芸農業の振興を図るため、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた者）、認定新規就農者（法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）及び農業者が組織する団体（代表者、組織規約及び利用規定等があり3戸以上で構成される営農組織及び農地所有適格法人、農業協同組合等）に対し、千葉県の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施要領（平成30年4月3日付生振第6号千葉県農林水産部長通知。以下「県実施要領」という。）に基づいて行う事業に要する経費について、予算の範囲内において船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象者等)

第2条 補助対象者、補助対象経費、補助金の額は、補助事業の区分に応じ、それぞれ別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定により補助金等交付申請書（規則第1号様式）を提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により補助金等交付申請書を提出するときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、次の各号に掲げる事項を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定をするものとする。

- (1) 法令等及び予算に違反していないか。
- (2) 目的及び内容が適正であるか。
- (3) 金額の算定に誤りがいないか。

2 市長は、前項の場合において適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付

に係る事項に修正を加えて交付決定をすることができる。

- 3 市長は、前条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金の額の確定において当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額する旨の条件を付して、交付の決定を行うものとする。

(交付決定の通知)

第5条 市長は、補助金等の交付決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金等交付決定通知書（別記第1号様式）により申請者に通知する。

(交付決定時の金額調整)

第6条 第4条の交付決定をする場合において、補助対象経費に補助率等を適用して算出した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨て交付決定額とする。

(計画変更等の承認)

第7条 補助事業者は、補助事業等の計画を変更（補助事業の主旨に変更がなく、補助対象経費の変更が30%の範囲内の軽微な変更を除く。）しようとするとき又は補助事業等を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに補助事業等計画変更・中止・廃止申請書（規則第3号様式）により市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）はその完了した日から起算して20日を経過する日又は補助金等の交付決定に係る会計年度が終了する日のうちいずれか早い日までに、補助事業等実績報告書（規則第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) その他市長が必要があると認める書類

- 2 第3条第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書（別記第2号様式）により速やかに、遅くとも補

助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に返還しなければならない。

（財産の処分の制限）

第10条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助対象設備の設置の工事が完了した日の翌日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過する日までの間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他補助金等の交付の目的を達成するため、市長が必要があると認めるもの

（関係書類の整備）

第11条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を10年間整備しておかななければならない。ただし、当該事業により取得した財産の処分制限期間が10年を超える場合は、取得した財産の処分制限期間とする。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行し、令和3年度から令和5年度の予算に係る補助事業に適用する。

別表

補助事業等の名称	農業近代化推進事業 (船橋市「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業)
補助金の名称	農業近代化推進事業補助金 (船橋市「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金)
補助の目的	園芸産地の活性化や高収益型園芸農業への転換などを強力に推進するため、認定農業者等が行う、安定生産や品質向上を図るための生産施設や省力機械、集出荷施設の整備等を支援する。
補助対象経費	事業実施主体が実施する事業に要する、次に掲げる経費 1 生産力強化支援型 (1) 認定農業者等整備 ①園芸生産施設整備費 ②省力機械等整備費 (2) 共同利用機械・施設等整備 ①共同利用施設整備費 ②共同利用機械整備費 ③観光農業促進施設整備費 ④特認施設・機械整備費 ⑤実施設計費 2 園芸施設リフォーム支援型 (1) 園芸施設の改修及び省エネルギー型装置等の更新費 3 スマート農業推進型 (1) 園芸の生産性向上を図るための機械・装置等の導入費 ※詳細は千葉県「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業実施要領を参照すること
補助対象者	認定農業者、認定新規就農者及び農業者が組織する団体
補助金等の額	1 生産力強化支援型 (1) 認定農業者等整備 補助対象経費に1/2を乗じて得た額の予算の範囲内とする。 (県は市に対して補助対象経費の1/4以内の額を補助。ただし、県の補助が採択されない場合は市の補助金の額は、補助対象経費に1/4を乗じて得た額の予算の範囲内とする。) (2) 共同利用機械・施設等整備 補助対象経費に7/12を乗じて得た額の予算の範囲内とする。 (県は市に対して補助対象経費の1/3以内の額を補助。)

		<p>ただし、県の補助が採択されない場合は市の補助金の額は、補助対象経費に1/4を乗じて得た額の予算の範囲内とする。）</p> <p>2 園芸施設リフォーム支援型 補助対象経費に1/2を乗じて得た額の予算の範囲内とする。 （県は市に対して補助対象経費の1/4以内の額を補助。ただし、県の補助が採択されない場合は市の補助金の額は、補助対象経費に1/4を乗じて得た額の予算の範囲内とする。）</p> <p>3 スマート農業推進型 補助対象経費に2/3を乗じて得た額の予算の範囲内とする。 （県は市に対して補助対象経費の1/3以内の額を補助。ただし、県の補助が採択されない場合は市の補助金の額は、補助対象経費に1/3を乗じて得た額の予算の範囲内とする。）</p>
補助要件		園芸施設共済等の保険に加入している又は事業完了後に加入する意向が確認されている農業者
補助事業の形態等 （関係法令等）		<p>県市協調事業</p> <p>（「輝け！ちばの園芸」次世代産地支援事業実施要領及び「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱）</p>
申請時期		県の「輝け！ちばの園芸」次世代産地支援事業に係る交付決定以降とする。
添付書類	交付申請	事業計画書・実施設計書・見積書・カタログ・誓約書・消費税の取扱いチェックリスト・経費の内訳書等
	実績報告	事業実績書・収支決算書・出来高設計書・工事写真・契約書の写し・施設共済等加入書（園芸施設のみ）等

別記第1号様式

補助金等交付決定通知書

第 号
年 月 日

住所（所在地）

申請者

氏名（団体名及び代表者名） 様

船橋市長

印

年 月 日付申請のあった補助金等の交付について次のとおり決定したので、船橋市「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金交付要綱の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	船橋市「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金
補助事業等の名称		船橋市「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業	
経費所要額のうち補助の対象になる経費		円	
交付決定額		円	
交付予定時期			
交付条件		<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業等の内容または経費の配分の変更をするときは、市長の承認を得ること。 2 補助事業等を中止または廃止するときは、市長の承認を得ること。 3 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 4 補助金の実績報告において、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、減額して報告すること。 	

別記第2号様式

船橋市「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金
に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地
事業者名
代表者職氏名
電話番号

年 月 日付船農第 号により交付決定があった船橋市「輝け！ちばの園芸」
次世代産地整備支援事業補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円
(内県 円)

2 確定申告により確定した船橋市「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金に
係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（※消費税の申告義務がない場合も0円と
記載すること）

金 円

※0円の場合はその理由について

- 消費税の申告義務がない
- 簡易課税方式による申告を行っている
- その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

- ・返還額算出シート
(申告義務がない、簡易課税方式は添付不要)
- ・別添 添付書類チェック表及び該当書類のとおり